

## 白鷹町第6次高齢者保健福祉計画及び第5次介護保険事業計画 パブリックコメントへのご意見と回答

意見提出者 1 名

### 意見① 介護保険料改定について

介護保険料の大幅なアップは高齢者の現状から厳しいものがあります。値上げしないための方策として、県に積み立てられている介護保険財政安定化基金の全額取り崩しと町の介護給付準備基金の全額取り崩しをすべきと思います。

### 回答

県介護保険財政安定化基金は、保険者（市町村）の介護保険給付費が足りなくなるときに貸し付けるため、国、県、市町村が負担して積み立てている基金です。介護保険法改正により、平成24年度に限り本来の目的に支障をきたさない範囲で取り崩し、介護保険料の上昇を抑えるために使うことができました。この基金について必要額を残して取り崩しし、市町村に交付し、介護保険料の上昇を抑えるために使う計画になっています。白鷹町ではこの交付金11,414千円を見込んで計画しています。

また、町の介護給付費準備基金は、介護保険事業計画期間である3年間の保険料を平準化するために積み立てる基金です。第5期計画では、第4期最終年度の平成23年度末に確実に繰り越せると見込める可能な限りの額である35,000千円を取り崩して、県の基金と共に保険料上昇を抑えるために使う計画をしています。

これらにより、介護保険料基準額を月額277円低く設定しております。

### 意見② 訪問介護について

国は「施設」から「在宅」と言いながら、訪問介護の生活援助時間を大幅に制限しました。生活の質が落ちないか心配されます。その手立てが必要と思います。

### 回答

訪問介護（ホームヘルパー）の利用については、今回の介護保険法改正でよりこまめに利用できるよう単位時間が短くなりました。介護が必要な方の介護支援計画（ケアプラン）を作成するときに、必要な生活援助、身体介護の内容をよく話し合い、生活の質の確保に向けて必要な場合には複数回訪問することも考慮しながら対応してまいります。

### 意見③ 地域包括ケアシステムについて

地域包括ケアシステムの確立をうたい、計画策定にあたり、老人一人暮らし二人暮らしに限らず、同居世帯もお願いします。県内の介護殺人、心中、虐待などは同居世帯といわれています。そうならないようシステムの中でケアしてください。

### 回答

介護サービスや地域支援事業によるサービスは、介護が必要な高齢者とその介護をする方のために、高齢者のみの世帯に限らず、同居世帯にも広く提供します。高齢者とその介護者の負担をなるべく減らすため、適切な介護サービスの提供と介護者への支援事業を計画に入れております。介護疲れによる虐待などを防ぐため、総合的な相談に対応できるように配慮していきたいと思っております。